

平成 30 年度 第 1 回 伊賀市景観審議会

- 1 開催日 平成 31 年 2 月 19 日 (火)
- 2 開催時刻 10 時 00 分
- 3 閉会時刻 11 時 40 分
- 4 開催場所 市役所 501 会議室
- 5 協議事項
 - (1) 実績報告
 - (2) 上野東町ポケットパーク整備事業の報告について
 - (3) うえのまち風景づくり協議会について
 - (4) その他報告事項
- 6 出席委員 (9 名)
浅野会長、小丸委員、城委員、重住委員、川瀬委員、上田委員、前山委員、武保委員、滝井委員
- 7 欠席委員 (0 名)
- 8 事務局
山本部長、辻村次長兼課長、堀川課長、小林副参事、山口主査、西澤

-----10 時 00 分開会-----

事務局) 本日の資料の確認

事務局) 傍聴人確認

傍聴人無し、報道機関 1 社 1 名

会長) 報道機関の録音及び撮影を許可

<議事>

(1) 実績報告

(事務局) **議事の内容について (略)**

(会長) 質問、意見はありますか。

(委員) 9 ページの助成件数 0 で間違いないですか。

(事務局) 資料構成上わかりづらくなっているが、0 件で間違いありません。

(委員) 30 年度の実績が 0 件だということで、セットバックした建物がダメだということですが、例えば 29 年度の適合事例は駐車場の手前に格子があるように見えます。駐車場の手前に格子の門扉を造れば適合するということで間違いありませんか。

(事務局) 伊賀市景観計画には壁面の連続性および軒の連続性の基準があります。実際、施主の交通面や駐車場設置の要望多い現状の中でこういった門の設置によって壁面の連続性を確保してもらっています。

後ろに建てる建物についても屋根形状であったり、瓦の設置等で基準に合う建物で建てていただいています。壁面の連続性であったり軒の連続性というようなところで建物を後ろにセットバックさせたいといった場合には門の設置によりその2点の基準をとっているのをカバーしていただいています。

(委員) 奥側が駐車場になっているかもしれない。

(委員) 駐車場です。

(委員) 駐車場であるならば 30 年度報告で駐車場は適合しないということであったので、駐車場の手前に格子をすれば壁面の連続性が保たれるという説明ではわからない。

(委員) そういう説明をしたが、協力してもらえなかった。市の方から連続性を確保してもらえないかとお願いしたら、門の設置は協力してもらえました。29 年度は同じような状況のところでは話しましたが、協力していただけなかったため不適合にしたということです。例えばこの上野西町の案件についても駐車場設置の要望がありました。門の設置に対しても否定的でしたが、補助金要項に基づき半分の額を交付させていただくことで了承をしていただき門の設置をしていただけたという状況です。30 年度については駐車場設置の計画の相談は多々ありましたが、門の設置についてはご理解いただけなかった状況です。

(委員) 壁面の連続性についてもう一度説明をいただきたいです。建物の壁面と門の壁面の連続のことをいっていますか。

(事務局) 景観計画にも記載のとおり、一般的な住宅については配置を前に出していたが、壁面を道路側に出していた町並み形成ですが、駐車場設置し、壁面を前に出せない場合については門の設置によって壁面を確保していただいているような状況です。

(委員) 道路から見てガタガタした見た目ではダメで、昔は軒先が揃っていた。昔のようにしていただきたいということですね。

(委員) 助成の申請は 29 年度、30 年度で何件ありましたか。

(事務局) 29 年度助成件数は 5 件と報告させていただいていますが、申請数も 5 件ですので、申請された全てに助成を行いました。

(委員) 30 年度助成件数は 0 件ですが、申請数は何件ですか。

(事務局) 0 件です。まず景観の届出を市に出していただき、壁面の連続性といった基準に合致しているか審査します。

(委員) そこで申請を断念され、説得できなかったと。

(事務局) 門を設置していただけないかとお願いをします。経費が余計にかかるということもあり、設置を断念されました。不適合通知という形で景観計画に適合しない旨の通知を出しました。

(委員) 相手方に十分理解していただいた上で断念されたということですね。

(事務局) 補助金も出るのですが、一定の経費も必要になりますので資金的にできないということでした。

(委員) 話し合いの末こういう計画になったということですね。

(会長) 他に質問はありますか。

(小丸委員) 現在、市が補助事業を行っていますが、他市の景観行政と比較して伊賀市はどのレベルの進捗状況ですか。

(委員) 他市の状況は会長が良くご存知と思いますが、三重県で言うと松阪市や亀山市や伊勢市といった条例をつくられている市がたくさんあります。ふるさと風景づくり条例は上野市の時代から作ってしまして、その時から一生懸命行っていこうという雰囲気の中で助成率について議論がされました。全国の助成率と比較すると伊賀市の助成率は良いです。

(会長) 良い方だと思います。

(委員) 伊賀市は頑張っていますが、30年度の実績が0件ということは、理解が得られていない現状があるということです。今日の議題の最後に説明があるかと思いますが、住民意識の向上ということに繋げていかなければならないかなと思います。

(会長) 他の委員の方でご質問はありますか。

(委員) 景観形成基準というのは条例や議会で決まっていることですか。

(事務局) 伊賀市の景観計画の中にそれぞれの街や城下町によって景観の意匠が決められています。

(委員) パリのように街並みも連続性があり風景が続ききれいに見えるということで、観光客も多く来るとのことですね。連続性がある町並みが伊賀市のふるさと風景づくりには大切だということは何かの基準で決まっているということですか。

(事務局) そうです。

(会長) 他に質問はありますか。それでは私から補足ですが、資料を見ていただけますか。

29年度の上野農人町の住宅の事例であるとかかなり景観計画に配慮していただいて上野の城下町の風景を尊重していただいている良い例だと思います。伊賀市の景観計画に城下町の景観を連続させていくということで地域の皆様に賛同を得て重点地区として指定していますので、このような基準を守っていただけるような事例を増やしていくことが、今後の事務局の課題であると思います。また、事務局から説明がありましたように今年度は景観に適合しない事例が多かったということで私も課題だと思います。今日の議事の3番目の所に風景づくり協議会の話も出てきますので、城下町の景観づくりのあり方について委員の皆様から提案がありましたら議事の時に意見ををお願いします。

他の委員の方でご質問はよろしいですか。

(委員) はい。

(2) 上野東町ポケットパーク整備事業の報告について

(事務局) 議事の内容について (略)

(会長) 質問・意見はありますか。

(委員) 当事業を議事として取り上げたのは何故ですか。反対意見が書かれた看板が設置されたことが理由ですか。景観条例に反しているからという理由ではないと思いますが、景観に不適合だからという理由で看板が設置されているのか。

(事務局) 看板の設置等で地域からの意見がでていることは聞いています。審議会において報告をさせていただいたのは行政の施設かつ銀座通りと三筋町が交差する景観上重要なエリアであることから景観視点での意見をいただきたいと考えているからです。

(委員) わかりました。

(事務局) 中心市街地推進課長堀川です。中心市街地の活性化についてご意見いただきありがとうございます。当事業の担当課ですので、ご質問にありました看板のことについて説明させていただきます。事業の整備にあたりまして、市内の3つの自治協議会と協議をさせてもらいながら進めております。地元の西部自治協議会についてはポケットパークの中にトイレを設置する整備計画の進め方について一部の方々から疑義があります。また、自治基本条例の中に地元の同意という項目があります。その同意が必要なものではないのかという意見もありました。市長が議会の一般質問の答弁で地域の同意は必要ないと申し上げました。この発言に誤解を受けた可能性もあります。自治基本条例に定める同意は必要ないとしています。この同意は特に生活に重大な影響を及ぼすゴミ処理場等を想定しています。そうは言いながらも地域との話し合いは必要と考えています。条例上に位置づけられる同意と地元との話し合いの必要性についてお互いの認識にずれが生じたのだと考えています。このことについては、地域を回らせていただいてご理解いただけるように努めてまいります。

(委員) 伊賀市景観計画に整合が取れているということですね。それならばそれ以上何を審議すればいいのか。町並みの連続性に配慮できていない為ポケットパーク事業を考え直す必要があるから話し合いをするということか。どういう意図か理解できません。

(委員) 行政サイドとしては整合が取れているという判断をしています。それはいいと思います。景観審議会では景観に視点を当てた、意見聴取ヒアリングのようなものでしょう。また、私自身は景観的には良いように思えます。

(事務局) 事務局としては景観計画に整合していると判断しております。先ほども申し上げたとおり、銀座通りに位置する伊賀市の重要な視点場であります。その場所における事業が景観計画に整合していると説明する必要があることから、審議会委員様には報告という形で議事に取り上げております。

(委員) 報告ということは聞いておくだけでよいのか。

(事務局) ご意見をいただければと考えております。

(委員) 整合性がとれているのであれば、良しと意見をいえばいいわけですね。

(会長) 何か具体的に意見があればおっしゃっていただけますか。事務局から説明があったとおり枝垂桜をコンセプトとし、伊賀の桜並木や俳聖殿をモチーフにして設計をしているというのが設計者の説明です。またそれを景観計画に照らし合わせて適合するというのが事務局の判断です。他に委員の方からこの部分はもっと工夫したほうが良いという意見があればお聞かせいただければと思います。

(委員) 設計者を競争入札で決定していると思いますが、景観上重要な場所で審議会の議題にあげるということであればコンペやプロポーザルの方が良かったのではないですか。その方法であれば最初に案としての良し悪しを判断して設計者を決めることができます。今回は競争入札ということは金額で設計者を決めています。その後出てくる案は設計者の裁量を任せる部分が大きいと考えます。コンペやプロポーザルにしなかった理由はありますか。また、設計選定までの経緯を教えてください。

(事務局) この場所は伊賀市の景観上重要な場所であることは認識しております。その中での設計者選定の方法ですが、地元だけでなく広く全国から募集しようというのが一点、過去の実績の中で日本建築学会賞といった全国的に建築設計の分野で権威のある賞を2回以上受賞されていることを条件付けて募集しました。これらに該当する設計者から応募がありましたので、その方をお願いしたという経緯です。

(委員) 工事の入札に辞退があったと聞いています。本来は入札の前に審議会を開くべきだと思います。中心市街地の最も重要な場所での建築物であるならば開催時期に疑問があります。

(事務局) 景観審議会開催のスケジュールと入札のスケジュールが重なっていたというのは事務局の反省すべき点であると感じています。今後こういったことがないように気を付けてまいります。

(会長) 今後風景づくり区域内での公共施設の整備が予定されているものについては前年度の審議会で報告していただいた方が良いと思います。プロポーザルや入札がある場合は条件等を提案することができます。伊賀市全域は難しいですが、重点区域案件では事務局が情報収集し、事業が動き出す前に報告していただいた方が良いです。また、私個人としても公共事業はプロポーザルの方が望ましいと考えています。他市では入札方式を行ったもので良いものが出来なかったケースもあります。金額で設計者を決めるのではなく、設計者にアイデアを出してもらいそれを評価する。伊賀市全域は難しいですが、重要なものはコンペ、プロポーザルを採用していただきたいと思います。

(委員) プロポーザルやコンペとはどのようなものか説明をお願いします。

(会長) 入札、コンペ、プロポーザルの違いですが、入札は金額で選びますので、設計者の能力は蓋を開けてみないとわかりません。プロポーザルの場合は設計者の考え方を評価します。設計者から案を提案してもらいますが、その案を基に協議しながら進めていきますので、必ずしも原案のとおりにはなりません。地元や行政と協議しながら良い設計をしてもらえる設計者を選ぶこととなります。コンペの場合、設計者から提案をしてもらい、

その提案の優劣を決めます。大雑把に分けると、案、人、金額どれを重要視して選ぶかということですか。

(委員) 金額で選ぶだけではないということですね。

(会長) そうです。近年においては国土交通省がガイドラインを公表し、重要な公共施設は入札ではなく人、作品を見て判断することを重要視することとしています。東京オリンピックが来年開催され、観光庁もできました。日本の将来の経済活動を考えたときに国際観光が重視されます。例えばパリのような美しい町並みは一度整備し、町並みを大切にしていけば半永久的な産業として成立します。現在、日本ではそういうものが足りないと言われていています。国際的な都市として勝ち残っていけないし、設計者を金額で決めると使い捨てる建築が繰り返されます。国土交通省も美しい景観をつくって国際観光につながるようにしようと動いています。

(委員) プロポーザルやコンペ方式が良いように思えますね。

(会長) 当事業は受賞歴を条件に取り入れていますので、プロポーザル的な考え方が含まれているように感じます。

(委員) わかりました。

(委員) 先ほどの報告の中での自治協議会の同意権の問題について意見をさせていただきたいと思います。市長が同意権を否定するような発言は良くなかったし、プロセスにも問題があったと思います。自治協議会の内部の構造にも問題があった。内部で納得いくまで議論をすべきであるし、反対意見が出たとき、反対看板が設置される前に担当課も説明に出向くべきでした。自治協議会の会長が賛成で、他の人が反対というのはおかしいし、協議会で意見をまとめるべきでした。自治協議会の意味を解ってもらわないといけません。自治協議会が矢面になり、大変な状況になってしまいます。筋を通し内部でしっかりとした協議を行うべきでした。

(事務局) 行政として責任を感じております。

(会長) 景観形成基準に対し他に意見はありますか。通常の公衆トイレであると箱型になってしまうのですが、当事業は伊賀のデザインである枝垂桜、俳聖殿の考え方を取り入れています。通常の箱型からするとかなり努力はされているかなと感じます。

(滝井委員) さきほどの説明にもありました銀座通りを桜並木にするという話ですが、どういう状況ですか。

(委員) 銀座通りのことですか。

(委員) そうですね。

(委員) 北の桜並木通りから南のことですね。

(委員) 銀座通りの桜植樹の話が復活したのかと勘違いしてしまいました。現在銀座通りにはシマトネリコという街路樹が植わっているのですが、以前に桜並木にしてはどうかという話がありましたので。

(会長) 他に質問はありますか。

(委員) 問題提議をさせていただきます。今回は事後報告という形態ですので意匠について大幅に変えることはできないと思います。1つ目の議題と関連して、地域の方に景観計画そのものをご理解いただけなく、修景補助件数は本年度 0 件であることにも繋がっています。その背景の中で当事業が景観計画に合致しているとなっていますが、壁面線、瓦屋根等の具体的な基準に合致しているのかと考えると決して良とは出来ないと思います。これがポケットパークについては瓦屋根でもない壁面線が揃っていないのに、適合しているというジャッジになる。これが地域住民の方からすると当事業が良いなら何故自分のはダメなのかという議論にも繋がってくるという危険性もあるかなと思います。このポケットパークのトイレについては治外法権ということにするのか。他の委員の方には意見を聞きたいと思います。

(会長) 今の発言に補足すると重点区域の外であるというのは確かですね。重点区域は三筋街です。トイレ側は重点区域の外ですので重点区域ほど詳しい基準は設けていません。

(委員) これが適合しているという判断はかなり主観的な見方が入っていると思います。景観計画の中でも公共施設については手本となるような建物をつくるというのは明記されております。これが一般の方の視点からのあれが良いのに何故これがいけないのということへの具体的な説明が難しいという側面も抱えています。作品自体は有名な建築士が設計されていますので作品自体に意見を言うわけではないですが、景観計画との整合については疑問があります。地域の方々がこれから建築していくときに 1 つの言い訳をつくってしまうという見方もあります。ご意見あればお聞かせいただきたいと思います。

(委員) 事務局は整合性が取れていると言っていました再度説明してもらいましょう

(事務局) モニュメントとなる要素があるということで、当事業地においてこの計画であれば景観計画と整合は取れていると判断しました。ただし、まちなかで連続性が必要とされる場所で建てられる一般の家屋等については景観計画に記載されている連続性や瓦屋根というのは必要があると考えます。そういったものとは別個のものとして考えています。

(委員) あくまでも落としどころとしては、公共建築物でモニュメント性が要求される建物であり、アイストップ性が必要とされるものなので一般的な住宅とは違うということですか。

(事務局) そう考えています。

(委員) あくまでもポケットパークで、民間の宅地じゃないということだと考えます。

(事務局) 小公園として捉えています。

(委員) まちなかのことはあまり知らないのですが、予備知識として聞かせていただきたい。計画地は元々伊賀市の土地があったのかという土地取得の経緯を教えてください。また、事業費のことも聞きましたが、国の補助金の活用についても教えてください。

(事務局) 土地取得の経緯ですが、元々建物が建っていましたが、その建物が銀座通りの拡幅計画地に入っていましたので、建物を切り取らないといけないという事情がありました。そうすると建物としての機能が存続できませんので、その場所で建て替えられるか、

別の場所に移転される必要がありました。近隣の市有地と交換したという形になっております。重要な場所でありますので、ポケットパークの構想自体は以前からあり、ふさわしい土地だということで事業を進めてきました。

2点目の事業費のことですが、新聞等では7千万という記載があります。公園、建物、浄化槽、工事、設計合わせて約7千万円です。その内1/2が国土交通省からの交付金となります。

(委員) 景観形成の目標で、「思わず写真を撮ってみたいくなるような」とか「周辺の街並みと調和させる」といった抽象的な言葉を使って景観計画に合致しているということを作文されているように受け取れます。温かみがあり、思わず写真を撮ってみたいくなるような建物と言われると、どんな建物であっても当てはまるように思える。周辺の街並みと調和させるという記述についても、イメージパースを見てもどう調和しているのか判断しづらい印象があります。

(事務局) 目標は設計者がこの地域での建築の際に立てられたものです。その中で市の景観計画にも整合していくのではないかと考えて作られた目標だと捉えております。抽象的な表現で人によって捉え方が様々あるといったご意見だと思いますし、そのとおりだと思います。この目標に沿って公園を設計されていますし、景観計画に整合をとれていると判断しました。

(会長) 今まで公園のデザインのチェックをしたことはありませんでした。景観形成基準は町家を標準としてつくられています。イメージパースのとおり、桜の植樹という造園の提案と合わせた桜の造形の建物となっています。景観形成基準と照らし合わせたときに先ほど確認した町屋建築の審査ではなくポケットパークの審査になります。その中で公園としてのモニュメント、シンボルとしての設計で、造園的な提案とセットで評価するということだと考えます。公園やトイレの設計基準は他市でもほとんど景観計画に書いていません。審議会でもポケットパークを扱うのは初めてです。先ほども意見が出ていましたとおり、民間の個人の建て替えに参考にするものではなく、公園の整備事業のデザインであるので、一般の建築物と線は引いてもらうということです。

(委員) その線引きは非常に重要で一般建築物とは別であると位置づけしないことには地域住民に示しがつきません。

(事務局) 事務局においても、一般建築物と線引きし今後の指導を行っていきたいと考えています。

(会長) 誤解を与えないようにしてください。他に意見もないようですので次の議事についてお願いします。

(3) うえのまち風景づくり協議会について

(事務局) 議事の内容について (略)

(会長) ご質問や意見はありますか。

(委員) 私もこういった取り組みについては待ち望んでおりました。協議会の活動で建築物に景観賞の表彰を行うことは良いのですが、風景も含めた表現にした方がより良いのではないかと思います。私は建築物と風景がマッチして評価されるものだと考えています。

(事務局) 表現の方法については風景も含めるよう検討します。

(会長) 景観計画には建築物や工作物を中心としながら色々な風景が混じりあって伊賀の独特の景観ができているとなつていきますので、景観計画に合わせて正確に引用しないと建築物だけと狭く捉えられる可能性があります。有形と無形を組み合わせる表現のほうが良いと思います。日常時の建築物の風景のみならず無形の文化財の風景も入りますね。協議会の立上げの際には風景を狭く捉えないようにしてください。この説明の仕方については事務局で見直しをしていただきます。他に質問はありますか。

(委員) 以前のうえのまち風景づくり協議会の組織体制には南部住民自治協議会は入っていなかった。以前は三筋町中心であった考えであったのかと思いますが、今後は上野東部、西部、南部協議会で行っていくこととなりますのでよろしくをお願いします。

(会長) 事務局は引き続き検討をお願いいたします。また、新年度に入ってからの見通しですが、いつ頃から協議会の立上げに向けて動いていきますか。

(事務局) 新年度に入りましたら早い時期に組織の体系を整えることから始めます。その後総会、役員を経て、交流会やシンポジウム等を行っていければと考えます。

(会長) できる限り早めに立ち上げてもらって、説明する場を設けていただければと思います。

(4) その他報告事項

(事務局) 議事の内容について (略)

(会長) 議事の内容についてはあくまでも予定ですので議題化はしていませんが、重点地区を指定していくことが景観計画の目標です。城下町地区は指定されていますが、城下町以外での地区指定が今後の課題となっています。島ヶ原、阿保、上野城の城郭内の追加の検討を行っていくとの説明でした。この報告についてご意見ある委員はお願いいたします。

(委員) 島ヶ原、阿保、上野城城郭内の 3 つの地域しか検討されていないのですか。例えば阿山、大山田にも同じような古い町並みが残っているところがあります。それらは地域からの指定の要望がないから行わないのか、行政が地域の特性等を考慮し指定できないとしているのか、どういった判断を行っていますか。

(事務局) 島ヶ原宿、阿保宿につきましては伊賀市の歴史的風致維持向上計画があります。これは国土交通省の認定を受けて行っている事業として、すでにこの計画の重点区域として指定をされております。本来は景観計画の重点区域が先に指定されての歴史的風致等維持向上計画の地域指定に進めていくのが良かったのかもかもしれませんが、まず先に歴史的風

致維持向上計画が策定されておりますので、その計画を後押しする意味も含めて島ヶ原宿、阿保宿については景観計画の重点区域として指定をしていく方向で地元と協議、調査、研究をしていきます。上野城城郭内につきましては上野公園が市の都市公園として保全はされておりますが、旧の外堀から内側については重点区域に指定はされておられません。昔あった上野の城郭の景色を残していくべきとの意見もあります。そうした中で、重点区域に指定の検討を行っていくということです。

(委員) 先ほどの質問とその回答に関してはわからない訳ではないですが、島ヶ原と青山は以前から事業を行っているのに特に島ヶ原は反応が鈍いように感じます。重要な役の方に自分の地域は聞いたことがないという意見が多くあります。一方、伊賀全域で自分達の住んでいるところにもっと歴史的伝統的なエリアがあるという意見も多々あるはずです。行政がこう決めたから、上から下に頑張れというのは違うと思います。本来は下からの意見をすくい上げて進めていくのが行政のやり方だと思います。

(事務局) おっしゃられていますようにこちらから押し付けていくものではございませんし、地域からの発意でさきほどおっしゃられた大山田の平田、阿山といった重点的な地域から要望があれば前向きに取り組んでいきたいと考えています。

(委員) 地域からの熱い要望がなければ市として検討はないものだと判断するということですか。

(事務局) 重点区域として指定していくには家の所有者の同意が必要になります。地域からの熱い思いがあつて市に言っていただければ、それに紐づけしやすいですが、島ヶ原宿や阿保宿についても地域の理解度はまだ低い段階です。市としても指定に向けて取り組んでいきたいのですが、地域からの熱意が足りない部分もあるように感じますので、研修や地域への説明というところから順次入っていき、取り組んでいきたいと考えています。

(委員) 阿保や島ヶ原の地域の住民は熱望がないようであるとの意見もありましたが、何故それら地域を重点区域に指定していくことになったのですか。

(事務局) 文化財課が所管しております歴史的風致維持向上計画の中で 2 地区については重点区域として盛り込まれておりますので

(委員) 歴史的な地域は阿山にも大山田にもありますよね。

(事務局) 当然あります。その中から島ヶ原宿の正月堂等がある島ヶ原地域と阿保の初瀬街道筋を歴史的な街として重点的に歴史的風致維持向上計画で取り組んでいきます。

現在、重点区域に指定されているエリアは旧上野の時に住民自らが指定に向けて活発的に活動されてきました。

エリアを指定することによってメリット、デメリットも出てきます。メリットは一定の修理や改修するとき補助が出るということ。逆に修理や改修するとき制限がかかって必ず届出が必要になり、土地と建物に一定の制限がかかってくるということです。そうすると面的に網をかけるということは自分の所は良いのにこの家はダメといったことも出てきます。面に網をかけるというのはその方たちの理解がないと重点区域に指定するのは難し

い。現在重点区域に指定しているのは城郭外であります。城郭内も同じように指定していかないといけないと意見があったときに簡単に網掛けを広げることはできません。地域の方と話し合いをして、風景づくり協議会をもっと盛り上げていって、皆でそうだなということで、将来に向けて網掛けも大事に重点区域を広げていこうとなれば前に進みます。市が独自で広げるのは難しい。過去の経緯を再度申し上げると旧上野市のころから現重点区域は住民自らが指定に向けて活動してこられたということです。風景づくり条例の景観重点区域になればどういふことが発生してどうなるのかということの説明していかないと地域の方は良いも悪いもわからないということです。

(委員) 啓発していかないと住民の人たちもわからないということですね。

(事務局) 風景づくり協議会の中で制度の中身を啓発、PRをしていくのが大事です。

(委員) わかったような気がします。

(会長) 資料の中に条件等を書いてなかったですね。重点地区を指定していくということは景観計画を最初に作った時から審議を続けてきています。私は初期から務めてきていて歴代審議会委員の皆様と議論を積み重ねてきています。そして伊賀に通っている初瀬街道、大和街道は次の候補地として重要であると委員から指摘がありました。数年前に伊賀市の景観計画を改正しまして、その時の資料は事務局にあると思いますが、そこにも追加の重点区域指定がでていると思います。そういう経緯も含めてないと第1期から継続して委員を務めているわけではありませんので、過去の積み重ねの経緯がわからないと思います。今後優先度の高い重点区域候補地としては別の計画で重点地区に指定されているところですね。歴町計画で先行指定されている島ヶ原と青山はその計画とも合致します。歴町計画が出てくる前から景観審議会でもそういった指摘はたびたび出てきました。事務局が言われたとおり、過去の積み重ねですので、いきなり島ヶ原、青山が出てきたわけではございません。また、それ以外の地区でも十分候補地になり得ます。個人的には壬生野も良いと思いますし、大山田も大山田村時代から20年間ぐらい一緒にやってきましたので、平田宿や平松宿も候補地になると思います。過去の審議会から指摘がされ続けているもの、他の計画で重点地区に指定されているものは協議できる準備態勢が整っているところをやっていきますが、さらに次の一步に向けて審議会委員の皆様から次の候補地になるんじゃないかといったご意見があれば出していただき、次の候補地としていきたいと思います。今回入っていませんが旧伊賀町や旧大山田村、旧阿山町も良い場所があれば十分候補地になると思います。誤解ないように説明させていただきました。

(事務局) 少し説明不十分な部分がありました。

(会長) 他に重点区域の候補地で質問等がありますか。

(委員) なし。

(会長) 本日の議事は以上です。全体を通じて何か意見はありますか。意見の出し忘れ等ありましたら事務局までお願いします。事務局に進行をお返しします。

(事務局) 委員の方の貴重なご意見ありがとうございました。今後の景観計画の参考とさ

せていただきたいと思います。それではこれを持ちまして、平成30年度第1回伊賀市景観審議会を閉会させていただきます。

----- 11:40 審議会終了 -----